

富谷市国土強靱化地域計画(第2期) 概要版

基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が津波を引き起こし、沿岸自治体を中心として、住民の財産に甚大な被害をもたらした。

本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、地域防災計画を策定し、市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、極めて困難な状況に直面した。

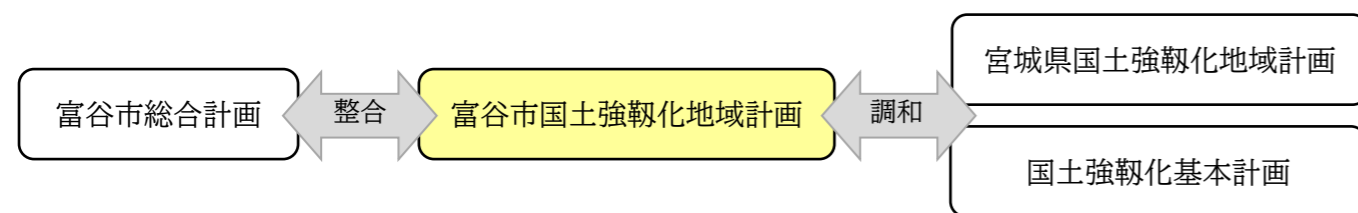
国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。その後、平成30年12月の基本計画の変更の後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画のさらなる見直しが行われるなど、国土強靱化の取組の強化が図られている。

本市では、令和3年3月に「富谷市国土強靱化地域計画」を策定し、事前防災及び弁済に係る様々な対策を進めてきたが、この間にも気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化している。また、デジタル化の進展による社会情勢の変化が著しく、特に、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓や、新たな基本計画に掲げられたデジタル活用及び地域における防災力の一層の強化については、今後の災害対応に活かすべき課題となっている。

近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取り組みを展開するため、基本法に基づく富谷市国土強靱化地域計画(以下「市地域計画」という)の第2期計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づき、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、第2次富谷市総合計画(以下「市総合計画」という)の下位計画として、市総合計画と調和を図りながら、国土強靱化としての施策を推進するものである。



3 富谷市地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を防ぐことが目的である。そのため、想定する自然災害等の発災前を対象としている。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画であるが、市地域計画は地域防災計画の国土強靱化に係る箇所の指針となるものである。

4 計画期間

本計画の中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、概ね5年を計画期間とするが、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととする。

5 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に市内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

6 計画の推進

計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策や取組の進捗管理については、本市の総合計画等の各種計画と整合性を図りながら計画的に推進するとともに、設定したKPIの達成状況を適宜把握し、進捗の管理に努める。

また、計画の推進にあたっては、本計画での位置付けに基づき、PDCAサイクル(PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(評価)・ACTION(改善))に従って、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要に応じて改善を図る

目標と脆弱性評価

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる(孤立地域の早期解消を含む)
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6つの事前に備えるべき目標 / 25項目の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) / 最悪の事態を回避するための推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針 (具体的な取組み)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	施設の耐震化・強靱化、危険ブロック塀の周知、災害訓練の実施等
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生	防災マップの整備、情報収集及び提供の体制整備、河川改修・適切な維持管理等
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	防災マップの整備、大規模盛土造成地の安全調査
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	除雪体制の強化、避難体制の整備等
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	応援協定の締結の推進、消防団入団協力推進等
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	東北医科薬科大学・富谷メディカルセンター（仮称）と地域の医療機関との医療連携の推進、避難行動要支援者への支援等
	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	避難所開設・運営マニュアル策定の推進、備蓄の準備体制の整備等
	2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	物資供給や緊急輸送等の連携強化、水道施設の耐震性の強化、備蓄の周知啓発等
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	災害用伝言ダイヤル（171）等の周知、飲料水等の計画的な備蓄の推進
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害廃棄物の処理体制の確立、基本的な感染症対策について、周知・啓発等
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続計画（BCP）等の策定、職員に対する教育・訓練等の実施等
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	事業継続計画（BCP）の策定・運用及び事業継続マネジメント（BCM）の構築等の推進
	4-2 食料等の安定供給の停滞	集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築等
	4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	山林、農業用施設等の適正な維持管理、水田等の生産基盤の整備
5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）	多様な通信連絡手段の活用、自家発電設備や予備蓄電池等の適切な設置・維持管理等
	5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	ガソリン等の燃料確保体制整備、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制の構築等
	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	重要施設に配水する管路の耐震性の強化、市内給水拠点及び緊急貯水槽の整備の推進等
	5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止	富谷市緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、安全性・信頼性の高い道路網の整備等
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	避難が長期化する場合の見守り、生活再建相談、支援体制整備
	6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ボランティア活動拠点の提供、活動の実施支援
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	廃棄物処理施設との連携、「災害廃棄物処理基本計画」を適宜見直し、実施体制の構築・強化
	6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	避難生活のプライバシーの確保、応急仮設住宅の提供等
	6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態	共助意識の醸成、防災訓練の開催推進、町内会の自主防災組織の立ち上げ支援等
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	指定文化財の管理の徹底
	6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響	BCP策定ガイドライン等を活用した各種セミナーの普及推進